

新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準一部改正（案）について

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室
室長 内堀 伸健

食品表示に係る法令基準は、生活協同組合および組合員にとって関心の大きなものです。現在の遺伝子組換え表示制度は、2001年4月から始まり、これまで17年以上が経過しています。これまで「遺伝子組換えでない」旨の表示があっても実際には不可避の混入が一定程度認められており、またその許容される混入率である「5%以下」の基準が海外諸国と比べて高いことなどが指摘されてきました。

2017年度を通して本制度に関する検討が進められ、「遺伝子組換えでない」旨を表示する場合の厳格化の方向性が示されました。改正によって、事業者の管理レベルがさらに高まり、消費者もより分かりやすく商品を選ぶことができることが重要ですが、現時点ではこのことの基盤となる科学的検証方法（公定検査法）やそれに基づく行政での監視等の実現性が見えず、本改正案全体について賛同しかねます。改正が、実効につながるよう、以下の意見を申し述べます。

①制度改定の目的が実現するよう慎重に論議すべきです

現在の制度、また「遺伝子組換えでない」旨の表示は、消費者の選択に資する情報となるよう、生産者や事業者が長い年月をかけて努力し構築してきた社会的検証（分別生産流通管理で混入を5%以下に抑制）をベースとしたものです。我が国のように原料農産物の多くを海外に頼っている状況にあっては、原料の保管や輸送でのコンテナ等での移染から、完全に遺伝子組換え農産物の存在を防ぐことは難しいのが現実とされています。

今回の改定により、「遺伝子組換えでない」旨の言葉の意味が消費者に伝わりやすくなることが期待されます。しかし、一方で「不検出」のレベルまで管理できない、またそれに掛かるコスト負担では採算が取れないと事業者が判断した場合は、「遺伝子組換えでない」表示自体が無くなり、消費者は選択の自由を失うこととなります。

今回の制度改定の目的が消費者により分かりやすくなり、そして事業者の実行努力につながるような制度となるよう、多様な観点での論議を要望します。

②新しい公定検査法について早期に明確化すべきです

今回の改正案では、「遺伝子組換えでない」旨を表示するための根拠をより明確にするために、科学的検証（新しい公定検査法での「不検出」）が加えられています。しかし、現状では新しい公定検査法の詳細が明確になっていないことから、消費者にとっては「不検出」とされる条件を把握することができません。特に、検出下限の設定の仕方によっては、今回の制度改正の意義が薄まってしまうことが懸念されます（仮に検出下限が5%に近い場合、「不検出」の意味がありません）。

また、事業者にとって「不検出」の条件がどこに設定されるか次第で、「遺伝子組換えでない」旨の表示の可否が決まります（仮に検出下限が0%に近い場合、「遺伝子組換えでない」旨の表示はできなくなります）。

以上のように、新しい公定法が定まらない状況では、消費者の理解が得られるかが分かりません。また事業者で具体的な検討を開始することができません。本改正案の肝になる新しい公定法について、早期に明確にするよう要望します。

③全体像を明確にしてから改めて意見募集を行い、施行日等を定めるべきです

新しい公定検査法が明示されていないため、科学的検証についての行政での監視等の実現性や細かいルール（Q&A）等が見えず、本改正案についての検討・評価が難しい状況にあります。「5%以下から不検出」の間の表現方法についても、今後の消費者委員会食品表示部会でも審議される予定とされていますが、それら新しい検査法やその検出下限を踏まえて検討する必要があります。

また、今回の改正案では、施行日の前後で「遺伝子組換えでない」旨の表示の意味合いが異なることとなります（施行前：5%以下、施行後：不検出）。これらについての消費者の理解が十分に進まない状況の中で、公布や施行日を拙速に決めることで、より一層消費者の混乱を招く恐れが懸念されます。事業者にとっては、原料の再選定・輸送・保管・製造管理の改善などを具体的に検討する必要がありますが、今回の制度の詳細が決まらなると作業を開始することができません。

更なる検討を行い、本制度の全体像を明確にした上で、改めて意見募集を行うべきです。また、それら意見等を踏まえ、消費者ニーズや事業者負担を改めて吟味し、慎重に公布日や施行日を定めるべきと考えます。

以上